

令和6年度 一般奨学生募集要項

◆ 趣 旨

学業優秀な者、スポーツ・文化活動に特技をもつ者で、学資の支弁が著しく困難と認められる者に給付し、且つ償還を要しない。

◆ 給付対象 ①のいずれかに該当し、且つ②のいずれかに該当する本校生徒

① 経済状況	ア 主たる家計支持者を失った者で、学費の支弁が困難と認められる者 イ 生活保護法による被保護世帯に属する者及びこれに準ずる者 ウ 火災・風水害等により著しく被害を受け、学資の支弁が困難と認められる者 エ 長期療養者又は身体障害者等のいる家庭に属する者で、経済的に困窮している者
② 生徒状況	ア 成績→ 前学年の学習成績がおおむね <u>3.5以上</u> である者 (1年生は、中学時の成績、2・3年生は、前学年の成績) イ 特技→ スポーツまたは、文化活動に優れ、将来性があると認められる者

◆ 給付額・返済・給付資格の喪失

① 給付額は、10万円を限度とする。

② 返済不要であるが、③の事由いずれかが起きた場合は、返済義務が生じることがあります。

③ 給付資格の喪失について

- ア 休学・転退学・**死亡した者**
- イ 懲戒処分を受けた者 (**当該月分のみとする**)
- ウ 奨学金を必要としない事由が生じた者
- エ 奨学金給付委員会が給付停止相当と認めた場合

◆ 提出書類 ①～③は、必ず提出。④は、該当する場合のみ提出。

① 願書	管理棟3階 渉外部 米谷まで直接申し出てください。 (事前に保護者・HR担任へ相談してください。)
② 所得関係書類 (収入がある家族全員分)	・ 給与所得者 (パートを含む) → 令和5年度 源泉徴収票 コピー可 ・ 給与外所得者 → 令和6年度 所得・課税証明書 令和6年度所得・課税証明書は、令和5年1月～12月の収入分。 * 所得・課税証明書は、市役所・町村役場にて申請・発行できます。
③ 資産証明書 (願書の記載事項の 確認に必要)	・ 資産がある場合→ 資産証明書を提出 ・ 資産がない場合→ 固定資産課税台帳に登録されていない旨の証明書を提出 * いずれも、市役所・町村役場にて申請・発行できます。
④ 上記以外の 所得関係書類	上記以外の収入等がある場合、必要書類を添付してください。

◆ 締切・給付委員会・振込について

提出書類締切 : 令和6年7月12日 (金) * 渉外部米谷まで、**本人が直接持参**してください。
給付委員会 : 令和6年7月24日 (水) * 決定し次第、担任を通じて連絡します。
振込 : 8月上旬予定

◆ その他

① 事務部で募集する「高校生等奨学のための給付金」を希望する方は、この奨学金とは別のものですので、混同しないようにご注意ください。

* 本奨学金に加え、「高校生等奨学のための給付金」も希望する場合は、事前に事務室までご相談ください。

② 本人名義の口座に振り込みますので、ない人は事前に振込口座を作ってください。

不明な点等がある場合は、 渉外部 米谷まで ご連絡ください。

(学校電話 0173-35-3073)

(渉外部メール syogai-gos.h@asn.ed.jp)